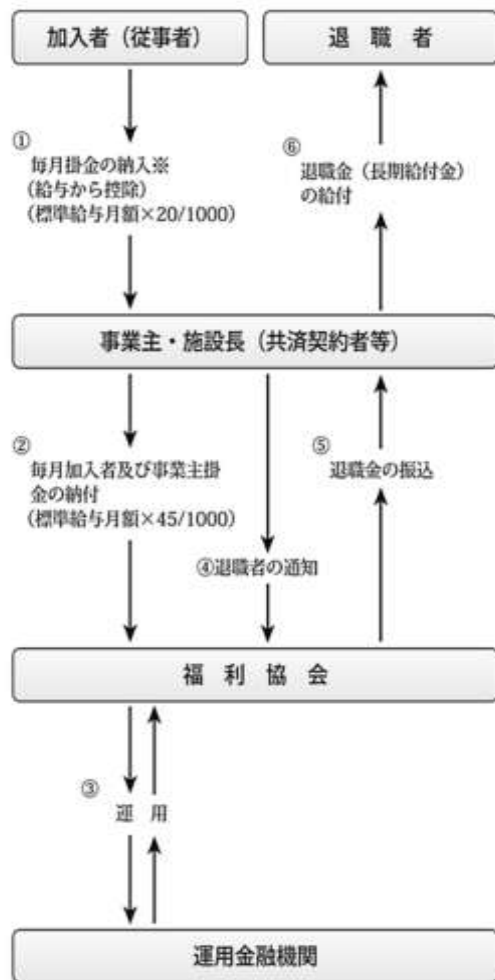


## 退職共済制度の仕組み

※2017年4月以降、加入者の年齢が満65歳に達した年度の翌年度4月より掛け金の納入を停止（掛け金の納入を停止したものを以下「掛金停止者」という。）とします。

※現加入者で既に2017年4月1日時点で65歳以上の加入者については、2018年度より掛け金の納付が停止となりますが、経過措置として、2017年3月31日以前の加入者のうち、加入期間10年未満の場合、掛金の納付を掛金納付開始年月から10年間（120ヶ月）継続できます。



- ① 掛金は毎月納付（毎月給与から控除されます。）です。掛金額は、給与月額を基に設定する標準給与等級及び掛金月額表(P58 参照)により定められており、事業主・施設長(共済契約者等)と加入者(従事者)の両方で負担します。

※2017年4月以降、加入者の年齢が満65歳に達した翌年度4月より掛金の納入を停止します。（掛金停止者）

なお、2017年3月以前の加入者については、経過措置があります。

- ② 加入者掛金額が、事業主・施設長（共済契約者等）経由で福利協会へ納入されます。
- ③ 毎月の掛金は、運用金融機関へ送金し、退職金制度を維持するため運用の基本方針（P62 参照）に基づいて資産運用を行います。
- ④ 事業主・施設長（共済契約者等）は、退職者を福利協会へ通知します。
- ⑤ 加入期間（掛金を納付した期間）に応じて、退職金（長期給付）が給付されます。ただし、加入期間1年未満（掛金を納付した期間が12ヶ月未満）で退職する場合、退職金（長期給付）は給付されません。加入者が負担した掛金分についても戻りません。

（注）12か月以上掛金の納付があっても、退職によらない脱退の場合は退職共済規程の定めるところにより、計算した額の2分の1以内の額が支払われます。なおその計算した額が加入者の負担した掛金の累計額を下回る場合は、加入者の負担した掛金の累計額が支払われます。

- ⑥ 事業主・施設長（共済契約者等）より退職金（長期給付）を受取ります。

※ 掛金額や長期給付金の支給率・給付額などについては、制度の見直しにより変更される場合があります。